

二十一 特許法第百三十四条第四項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審尋又は特許法第百九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による求めに応じて提出された物件に関する特許法施行規則第十五条第二項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還の通知

二十二 実用新案法第十二条第二項の規定により作成された実用新案技術評価書に関する実用新案法施行規則第九条の規定による謄本の送付

二十三 実用新案法第四十八条の七第二項の規定による命令

(特定通知等の方法)

第二十三条の五 特許庁長官、審判長又は審査官は、電子情報処理組織を使用して特定通知等を行うときは、法第二条第一項の電子計算機（特許庁の使用に係るものに限る。）から入力してその特定通知等の相手方の使用に係る同項の電子計算機（特許庁の使用に係るものを除き、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものであって、あらかじめ、第十五条第一項に規定する届出がされたものに限る。）に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

第二十五条を次のように改める。

(特定手続の記録事項)

第二十五条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを特許庁に提出しなければならない。

第二十六条中、「令第八条」を、「前条の規定による」に改める。

第二十七条から第二十九条までの規定中、「令第八条」を「第二十五条」に改める。

第二十九条の二中、「令第八条」を「第二十五条」に、「第十一条」を「特許法施行規則第二十四条」に改める。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

第三十条 法第七条第一項の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四十一号まで、第四十二号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十三号から第四十六号まで及び第四十七号（手数料の納付のみの補正をその内容とするものを除く。）に掲げる特定手続（以下、「指定特定手続」という。）とする。

(磁気ディスクへの記録を求むる期間)

第三十一条 法第七条第一項の経済産業省令で定める期間は、三十日とする。

第三十二条中、「特定手続（令第九条に規定する手続を除く。）」を、「指定特定手続」に改める。

第三十四条の二の見出し中、「特定手続」を、「指定特定手続」に改め、同条中、「令第十一条」を「第八条第一項」に改める。

第三十四条の三を次のように改める

(縦覧の方法)

第三十四条の三 特許庁長官は、法第十一条の規定によりファイルに記録されている事項を公衆の縦覧に供する場合においては、当該事項を法第二条第一項の電子計算機の映像面に表示して縦覧に供するものとする。

第三十四条の三の次に次の三条を加える。

(閲覧の方法等)

第三十四条の四 法第十二条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う閲覧は、同項各号に掲げる事項を法第二条第一項の電子計算機（その閲覧の請求が書面の提出により行われた場合にあつては、特許庁の使用に係るものに限る。）の映像面に表示して閲覧する方法で行うものとする。

第三十四条の四 法第十二条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う閲覧は、同項各号に掲げる事項を法第二条第一項の電子計算機（その閲覧の請求が書面の提出により行われた場合にあつては、特許庁の使用に係るものに限る。）の映像面に表示して閲覧する方法で行うものとする。

2 前条及び前項に規定する電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）は、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものであって、あらかじめ、第十五条第一項に規定する届出がされたものでなければならない。

(ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定)

第三十四条の五 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条の規定による第一号から第四十号まで及び第四十三号から第四十八号までに掲げる手続とする。

(閲覧の請求をすることができる特許原簿等)

第三十四条の六 法第十二条第二項第二号の経済産業省令で定める事項は、特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製された部分に記録されている事項（意匠法第十四条第一項の規定により当該期間を延長し、又は短縮したときは、その期間）内は、当該請求に係る意匠に関する事項のうち意匠法第六条第一項第三号に規定する意匠に係る物品を除く。）とする。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(見込額の予納に係る手続の指定)

第三十八条の二 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四十号まで、第十四号、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十五号、第二十九号、第三十号、第三十七号から第四十一号まで、第四十七号又は第四十九号から第五十三号までに掲げる特定手続とする。

第三十九条中、「令第十九条」を、「令第一条」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四関係）

一	(一)法の施行の日（以下、施行日という。）前にされた特許出願及び実用新案登録出願（施行日以後にされた特許出願及び実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第一項）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第三項又は旧特許法第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項（旧特許法第七十九条第一項）（旧特許法第七十四条第一項）（旧実用新案法第四十五条）において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）旧特許法第六十一条の三第一項（旧実用新案法第四十一条）及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定により施行日前にしたものとみなされるものを除く。）	第十条第六号、第七号、第十号から第十七号まで、第十五号から第三十七号まで、第三十九号から第四十二号まで、第四十二号（手数料の納付に関するものに限る。）及び第四十三号から第四十号までに掲げる手続（平成十二年一月一日以後に特許法第二百一十一号の審判を請求した事件が特許に係属している場合に於けるもの）を除く。	第二十三条の四第三号から第六号まで、第八号から第二十号及び第二十一号に掲げる通知又は命令（平成十二年一月一日以後に特許法第二百一十一号の審判を請求した事件が特許に係属している場合に於けるもの）を除く。）
---	---	--	---

(二)防衛目的のために特許権及び技術的知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願			
--	--	--	--